

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
平成 30 年 5 月 29 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 安 富 潔

鎌倉市個人情報保護条例第 6 条に規定する
要配慮個人情報の取扱いについて（答申）

平成 30 年 5 月 29 日付け、鎌総第 516 号「鎌倉市個人情報保護条例第 6 条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて」をもって諮問を受けたことについて、以下のとおり答申します。

市におかれましては、この答申の内容を踏まえ、個人情報取扱事務の適切な運用に取り組まれますよう希望いたします。

なお、今後新たに要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱う事務を行う場合において、諮問された事項に該当する事案については、本審議会への諮問を要しないものですが、諮問された事項への該当について判断のつきがたい事案は、本審議会に意見を求め慎重な対応を心掛けてください。

要配慮個人情報の取扱制限の適用除外について

- 1 要配慮個人情報の取扱制限の適用除外に係る類型答申については、別紙「類型 既存」及び「類型 新規」のとおりとする。
- 2 類型答申に該当しない事務については、別紙の「個別」のとおりとする。